

第2回常陸大宮市議会定例会議案

令和6年6月4日

常陸大宮市

○目次

報告第6号	令和5年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について	P1
報告第7号	令和5年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について	P5
報告第8号	令和5年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について	P7
報告第9号	令和5年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について	P9
報告第10号	専決処分の報告について (損害賠償の額の決定及び和解について)	P11
報告第11号	専決処分の報告について (常陸大宮市上水道事業給水条例及び常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例)	P13
報告第12号	専決処分の報告について (常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例)	P17
議案第36号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市税条例の一部を改正する条例)	P21
議案第37号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市過疎地域の持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例)	P35
議案第38号	専決処分の承認を求めることについて (常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例)	P39
議案第39号	専決処分の承認を求めることについて (令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算(第1号))	P43
議案第40号	常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例	P45
議案第41号	茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について	P49
議案第42号	令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算(第2号)	別冊
議案第43号	令和6年度常陸大宮市国民健康保険特別会計補正予算(第1号)	別冊
議案第44号	監査委員の選任について	P53

報告第6号

令和5年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書について

令和5年度常陸大宮市一般会計補正予算（第8号）第2条の繰越明許費は、別紙のとおり翌年度に繰り越したため、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度常陸大宮市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
2. 総務費	1. 総務管理費	旧諸富野小学校屋内運動場等解体工事	40,856,000	40,856,000					円 40,856,000
2. 総務費	1. 総務管理費	緒川地域センター空調設備改修工事	11,352,000	11,352,000			9,700,000		1,652,000
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	証明書コンビニ交付システム改修委託	660,000	660,000		660,000			
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	戸籍総合システム改修委託	6,688,000	6,688,000		6,688,000			
2. 総務費	3. 戸籍住民基本台帳費	住民基本台帳システム改修委託	4,840,000	4,840,000		4,840,000			
2. 総務費	4. 選挙費	市長選挙費	20,469,000	20,185,000					20,185,000
2. 総務費	4. 選挙費	市議会議員補欠選挙費	18,596,000	18,596,000					18,596,000
3. 民生費	1. 社会福祉費	住民税非課税世帯臨時特別給付事業	334,513,000	32,312,000		32,312,000			
3. 民生費	1. 社会福祉費	定額減税一体的支援給付事業	141,621,000	70,543,000		70,543,000			
3. 民生費	2. 児童福祉費	定額減税一体的支援給付事業	22,709,000	11,459,000		11,391,000			68,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	放課後児童クラブ整備事業	26,935,000	26,279,000			14,900,000		11,379,000
3. 民生費	2. 児童福祉費	保育所等における性被害防止対策に係る設備等支援事業	150,000	150,000		100,000			50,000

款	項	事業名	金額	翌年度繰越額	左の財源内訳				
					既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源
						国県支出金	地方債	その他	
4. 衛生費	1. 保健衛生費	新型コロナウイルスワクチン接種等事業	3,155,000	2,915,800		2,915,800			
6. 農林水産業費	1. 農業費	山間急傾斜土地改良事業	12,450,000	12,450,000		8,030,000			4,420,000
6. 農林水産業費	2. 林業費	木造住宅建設助成事業	6,840,000	6,400,000					6,400,000
7. 商工費	1. 商工費	創業支援事業補助金	2,000,000	2,000,000					2,000,000
8. 土木費	1. 土木管理費	訴訟代理人委託	440,000	440,000					440,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	市道整備事業	128,261,000	102,878,000		43,560,000	41,000,000		18,318,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	216,403,000	192,898,000		87,072,000	71,900,000		33,926,000
8. 土木費	2. 道路橋梁費	橋梁維持補修工事	83,364,000	83,364,000		23,584,000	43,600,000		16,180,000
8. 土木費	3. 河川費	河川補修事業	3,690,000	3,690,000					3,690,000
8. 土木費	4. 都市計画費	常陸大宮駅周辺整備事業	40,733,000	40,733,000		16,940,000	18,500,000		5,293,000
8. 土木費	4. 都市計画費	小野都市下水路調整槽改修工事	11,220,000	6,908,000					6,908,000
9. 消防費	1. 消防費	消防ポンプ自動車購入事業	30,148,000	30,148,000			14,200,000		15,948,000
9. 消防費	1. 消防費	資機材搬送車購入事業	8,610,000	8,610,000			6,800,000		1,810,000
10. 教育費	5. 社会教育費	文化センター空調設備改修工事	98,274,000	66,708,000			66,700,000		8,000

報告第7号

令和5年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第220条第3項ただし書の規定により、別紙のとおり翌年度に繰り越したので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第150条第3項において準用する同令第146条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度常陸大宮市一般会計事故繰越し繰越計算書

款	項	事業名	支出負担 行為額	左の内訳		支出負担 為額 予定額	翌年度 繰越額	左の財源内訳					説明
				支出済額	支出未済額			既収入 特定財源	未収入特定財源			一般財源	
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
6. 農林水産業費	2. 林業費	木造住宅建設助成事業	10,960,000	3,360,000	7,600,000		1,200,000					1,200,000	建築業者の職人不足により、助成対象住宅の建設に不測の日数を要したため
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	24,914,998	20,435,882	4,479,116		1,519,116			1,400,000		119,116	地権者との協議に不測の日数を要したため
8. 土木費	2. 道路橋梁費	常陸大宮駅周辺市道整備事業	269,759,442	164,619,834	105,139,608		105,139,608		60,651,000	42,100,000		2,388,608	【繰越明許費分】 地権者の罹患に伴う入院により移転先の詮索に不測の日数を要したため

報告第8号

令和5年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度常陸大宮市上水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	浄水施設建設改良事業	円 76,890,320	円 61,469,320	円 12,330,000	円	円	円 12,330,000	円 3,091,000	円	受注生産品である管材の納入遅延により、工事を繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	配水管布設事業費	円 425,878,000	円 235,488,000	円 106,780,000		円 56,400,000	円 50,380,000	円 83,610,000	円	同時施工の市道改良工事等の繰越に伴うもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						営業収益	営業外収益	損益勘定留保資金			
1 水道事業費用	1 営業費用	受託工事費	円 3,192,000	円	円 3,192,000	円	円	円 3,192,000	円	円	同時施工の市道改良工事の繰越に伴うもの

報告第9号

令和5年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書について

地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第1項及び第2項ただし書の規定により、別紙のとおり予算を繰り越したので、同条第3項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

令和5年度常陸大宮市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 資本的支出	1 建設改良費	駅周辺整備事業に伴う管渠布設工事実施設計委託	円 29,332,000	円	円 20,250,000	円	円	円 20,250,000	円 9,082,000	円	関係機関との調整に不測の日数を要したため繰り越すもの
1 資本的支出	1 建設改良費	那珂久慈流域下水道事業負担金	円 8,951,000	円 1,044,000	円 7,907,000		円 4,600,000	円 3,307,000			県の流域下水道事業の繰越に伴うもの

地方公営企業法第26条第2項ただし書の規定による事故繰越の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務発生額	翌年度繰越額	左の財源			不用額	翌年度繰越額に係る繰越を要するたな卸資産の購入限度額	説明
						国県支出金	企業債	損益勘定留保資金			
1 下水道事業費用	1 営業費用	農業集落排水施設維持管理適正化計画策定業務委託	円 15,345,000	円	円 14,751,000	円 14,751,000		円	円 594,000	円	関連計画との整合性の検討に不測の日数を要したため繰り越すもの

報告第10号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第14号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第14号

専決処分書

石沢地内における車両損害事故に係る損害賠償の額を決定し、和解することについて、地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、次のとおり専決処分する。

令和6年4月5日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

1 相手方

市内在住者

2 損害賠償の額

一金21,316円

3 事故の概要

令和6年3月1日午後9時30分頃、石沢地内国道118号大宮バイパスの右側車線（追越し車線）を庁用車にて走行中、相手方車両が右側方向確認を怠り、市役所南交差点手前の黄色区分線を越え、自車（庁用車）走行車線に侵入したため、自車（庁用車）左側後方部と相手方車両右側前方部が接触したことにより互いに損傷し損害を与えた。

4 和解の内容

市は相手方に対し、上記損害賠償の額を支払い、今後本件に関していかなる事情が生じても双方異議を申し立てない。

5 専決処分を行う理由

石沢地内において発生した車両損害事故における損害賠償の額を決定し、和解することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第7号の規定により、専決処分するものです。

報告第11号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第12号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第12号

専決処分書

常陸大宮市上水道事業給水条例及び常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

水道法（昭和32年法律第177号）及び水道法施行規則（昭和32年厚生省令第45号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市上水道事業給水条例及び常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例

(常陸大宮市上水道事業給水条例の一部改正)

第1条 常陸大宮市上水道事業給水条例(平成16年大宮町条例第162号)の一部を次のように改正する。

第22条第2項中「厚生労働省令」を「国土交通省令」に改める。

(常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部改正)

第2条 常陸大宮市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例(平成24年常陸大宮市条例第30号)の一部を次のように改正する。

第4条第6号中「厚生労働大臣」を「国土交通大臣及び環境大臣」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

報告第12号

専決処分の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙（令和6年専決第15号）のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告する。

令和6年6月4日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第15号

専決処分書

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年5月9日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）の一部が改正されたことに伴い、本条例を制定することについて、市長の専決処分事項について（令和3年常陸大宮市議会議決）第1号の規定により、専決処分するものです。

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市個人番号の利用に関する条例（平成27年常陸大宮市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第2条に次の2号を加える。

- (5) 特定個人番号利用事務 法第19条第8号に規定する特定個人番号利用事務をいう。
- (6) 利用特定個人情報 法第19条第8号に規定する利用特定個人情報をいう。

第4条第3項中「法別表第2の第2欄に掲げる事務」を「特定個人番号利用事務」に、「同表の第4欄に掲げる特定個人情報」を「利用特定個人情報」に、「当該特定個人情報」を「当該利用特定個人情報」に改める。

附 則

この条例は、令和6年5月27日から施行する。

議案第 36 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 9 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第9号

専決処分書

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市税条例（平成元年大宮町条例第32号）の一部を次のように改正する。

第51条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、市民税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第51条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第71条第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有する固定資産が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、固定資産税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第71条第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

第139条の3第2項中「によって」を「により」に改め、同項に次のただし書を加える。

ただし、市長が、当該者が所有又は取得する土地が前項各号のいずれかに該当することが明らかであり、かつ、特別土地保有税を減免する必要があると認める場合は、この限りでない。

第139条の3第3項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改める。

附則第7条の4の次に次の4条を加える。

（令和6年度分の個人の市民税の特別税額控除）

第7条の5 令和6年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の8第4項及び第5項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和6年度分特別税額控除額を、前年の合計所得金額が1,805万円以下である所得割の納税義務者（次条及び附則第7条の7において「特別税額控除対象納税義務者」という。）の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、前条及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

2 前項の規定の適用がある場合における第34条の7第2項、第47条の5第1項及び前条の規定の適用については、第34条の7第2項及び前条中「附則第5条の6第2項」とあるのは「附則第5条の6第2項及び第5条の

8第6項」と、第47条の5第1項中「課した」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に課すべき」と、「の前々年中」とあるのは「の同項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」と、「前々年中」とあるのは「附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合における前々年中」とする。

(令和6年度分の個人の市民税の納税通知書に関する特例)

第7条の6 令和6年度分の個人の市民税に限り、個人の市民税の納税通知書に記載すべき各納期の納付額については、第41条の規定にかかわらず、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額（前条第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の市民税の額をいう。）、特別税額控除前の普通徴収に係る個人の県民税の額（法附則第5条の8第1項及び第2項の規定の適用がないものとした場合に算出される普通徴収に係る個人の県民税の額をいう。）及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額（以下この号において「特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額」という。）からその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額を控除した額（以下この項において「普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額」という。）がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額を4で除して得た金額（当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に3を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の住民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「第1期分金額」という。）に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第40条第1項に規定する第1期の納期（以下この項、次項及び次条第1項において「第1期納期」という。）においてはその者の第1期分金額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、その他のそれぞれの納期においてはその者の分割金額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期においては無いものとし、第40条第1項に規定する第2期の納期（以下この項及び次条第1項において「第2期納期」という。）においてはその者の第1期分金額

とその者の分割金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第40条第1項に規定する第3期の納期（以下この項において「第3期納期」という。）及び同条第1項に規定する第4期の納期（以下この項において「第4期納期」という。）においてはその者の分割金額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額との合計額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額に満たない場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期及び第2期納期においては無いものとし、第3期納期においてはその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額からその者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額を控除した額とし、第4期納期においてはその者の分割金額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の普通徴収の個人の住民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の分割金額に2を乗じて得た金額との合計額以上である場合には、当該納税通知書に記載すべき各納期の納付額は、第1期納期、第2期納期及び第3期納期においては無いものとし、第4期納期においてはその者の普通徴収に係る個人の市民税の額、普通徴収に係る個人の県民税の額及び普通徴収に係る森林環境税の額の合算額とする。

2 令和6年度分の個人の市民税（第1期納期から第47条第1項の規定により普通徴収の方法によって徴収されることとなったものを除く。）を同項の規定により普通徴収の方法によって徴収する場合については、前項の規定は、適用しない。

（令和6年度分の公的年金等に係る所得に係る個人の市民税に関する特例）
第7条の7 令和6年度分の個人の市民税に限り、第47条の2第1項の規定により特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税（第3項において「年金所得に係る特別徴収の個人の市民税」という。）の額及び同条第2項の規定により普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額（附則第7条の5第1項の規定の適用がないものとした場合に算出される第47条の2第1項に規定する前年中の公的年金等に係る所得に係る所得割額及び均等割額（これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この号及び第5号において同じ。）の合算額（以

下この号及び第5号において「年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額」という。)をいう。以下この号及び第3項第1号において同じ。)からその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額を控除した額(以下この項及び第3項において「年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額」という。))がその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額(特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額の2分の1に相当する額をいう。以下この号において同じ。))を控除した額をいう。以下この号において同じ。))を2で除して得た金額(当該金額に1,000円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が1,000円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「第2期分金額」という。))をその者の特別税額控除前の普通徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「第1期分金額」という。))に満たない場合には、第1期納期及び第2期納期に普通徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項において「普通徴収対象税額」という。))並びに第47条の3に規定する特別徴収対象年金給付の支払をする際、特別徴収の方法によって徴収すべき公的年金等に係る所得に係る個人の市民税の額(以下この項及び第3項において「特別徴収対象税額」という。))は、第1期納期においてはその者の第1期分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、第2期納期においてはその者の第2期分金額に相当する税額、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額を3で除して得た金額(当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。))に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額(以下この項において「10月分金額」という。))に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

- (2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額以上であり、かつ、その者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額に満たない場合には、普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は、第1期納期における税額は無いものとし、第2期納期においてはその者の第1期分金額とその者の第

2期分金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額とその者の第2期分金額との合計額以上であり，かつ，その者の第1期分金額，その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第1期納期及び第2期納期における税額はないものとし，当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の第1期分金額，その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(4) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額，その者の第2期分金額及びその者の10月分金額の合計額以上であり，かつ，その者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額に満たない場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし，同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(5) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の第1期分金額，その者の第2期分金額，その者の10月分金額及びその者の分割金額の合計額以上である場合には，普通徴収対象税額及び特別徴収対象税額は，第1期納期及び第2期納期並びに当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし，同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の年金所得に係る所得割額及び均等割額の合算額に相当する税額とする。

2 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用について

は、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第1項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

3 令和6年度分の個人の市民税に限り、年金所得に係る特別徴収の個人の市民税の額（第1項の規定の適用があるものを除く。）については、次に定めるところによる。

(1) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額（特別税額控除前の年金所得に係る個人の市民税の額から第47条の5第1項に規定する年金所得に係る仮特別徴収税額を控除した額をいう。以下この号において同じ。）を3で除して得た金額（当該金額に100円未満の端数があるとき、又は当該金額の全額が100円未満であるときは、その端数金額又はその全額を切り捨てた金額。以下この項において「分割金額」という。）に2を乗じて得た金額をその者の特別税額控除前の特別徴収に係る個人の市民税の額から控除した残額に相当する金額（以下この項において「10月分金額」という。）に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間においてはその者の10月分金額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年12月1日から翌年の3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(2) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額以上であり、かつ、その者の10月分金額とその者の分割金額との合計額に満たない場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から11月30日までの間における税額はないものとし、同年12月1日から翌年の1月31日までの間においてはその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額からその者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額を控除した残額に相当する税額、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の分割金額に相当する税額とする。

(3) 特別税額控除対象納税義務者の年金所得に係る個人の市民税に係る特別税額控除額がその者の10月分金額とその者の分割金額との合計額以上である場合には、特別徴収対象税額は、当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の1月31日までの間における税額はないものとし、同年2月1日から3月31日までの間においてはその者の第47条

の5第2項の規定により読み替えられた第47条の2第1項に規定する年金所得に係る特別徴収税額に相当する税額とする。

4 前項の規定の適用がある場合における第47条の4の規定の適用については、同条第2項中「年金所得に係る特別徴収税額を当該年度の初日の属する年の10月1日から翌年の3月31日までの間における当該特別徴収対象年金所得者に係る特別徴収対象年金給付の支払の回数で除して得た額」とあるのは、「附則第7条の7第3項各号に規定する特別徴収の方法によって徴収すべき額」とする。

5 令和6年度分の個人の市民税につき第47条の6第1項の規定の適用がある場合については、前各項の規定は、適用しない。

(令和7年度分の個人の市民税の特別税額控除)

第7条の8 令和7年度分の個人の市民税に限り、法附則第5条の12第3項及び第4項に規定するところにより控除すべき市民税に係る令和7年度分特別税額控除額を、同条第3項に規定する特別税額控除対象納税義務者の第34条の3、第34条の6から第34条の9まで、附則第5条第2項、附則第7条第1項、附則第7条の3の2第1項、附則第7条の4及び附則第9条の2の規定を適用した場合の所得割の額から控除する。

附則第8条第2項中「前条」を「附則第7条の4」に改め、同条第3項中「第34条の9第1項」の次に「、附則第7条の5第1項及び前条」を加え、「同項中」を「第34条の9第1項中」に、「とあるのは、」を「とあるのは」に、「とする」を「と、附則第7条の5第1項中「前条及び」とあるのは「前条、附則第8条第2項及び」と、前条中「附則第7条の4及び」とあるのは「附則第7条の4、次条第2項及び」とする」に改める。

附則第10条の2第13項を削り、同条第12項中「附則第15条第25項第3号ハ」を「附則第15条第25項第4号ハ」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第15条第25項第3号ロ」を「附則第15条第25項第4号ロ」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第15条第25項第3号イ」を「附則第15条第25項第4号イ」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第15条第25項第2号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第15条第25項第2号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同項を同条第9項とし、同条第7項中「附則第15条第25項第2号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同項を同条第8項とし、同条第6項の次に次の1項を加える。

7 法附則第15条第25項第2号に規定する設備について同号に規定する市町村の条例で定める割合は7分の6とする。

附則第10条の2第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第

32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第43項」を「附則第15条第42項」に改める。

附則第10条の3第14項を同条第15項とし、同条第13項中「附則第7条第17項」を「附則第7条第18項」に改め、同項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第16項各号」を「附則第7条第17項各号」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項中「附則第7条第11項各号」を「附則第7条第12項各号」に改め、同項を同条第12項とし、同条第10項中「附則第7条第10項各号」を「附則第7条第11項各号」に改め、同項を同条第11項とし、同条第9項中「附則第7条第9項各号」を「附則第7条第10項各号」に改め、同項を同条第10項とし、同条第8項中「附則第7条第8項各号」を「附則第7条第9項各号」に改め、同項を同条第9項とし、同条中第7項を第8項とし、第3項から第6項までを1項ずつ繰り下げ、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 市長は、法附則第15条の7第1項又は第2項の認定長期優良住宅のうち区分所有に係る住宅については、前項の申告書の提出がなかつた場合においても、長期優良住宅の普及の促進に関する法律（平成20年法律第87号）第5条第4項に規定する管理者等から、法附則第15条の7第3項に規定する期間内に施行規則附則第7条第4項に規定する書類の提出がされ、かつ、当該区分所有に係る住宅が法附則第15条の7第1項又は第2項に規定する要件に該当すると認められるときは、前項の規定にかかわらず、同条第1項又は第2項の規定を適用することができる。

附則第11条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第11条の2の見出し中「令和4年度又は令和5年度」を「令和7年度又は令和8年度」に改め、同条第1項中「令和4年度分又は令和5年度分」を「令和7年度分又は令和8年度分」に改め、同条第2項中「令和4年度適用土地又は令和4年度類似適用土地」を「令和7年度適用土地又は令和7年度類似適用土地」に、「令和5年度分」を「令和8年度分」に改める。

附則第12条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「（商業地等に係る令和4年度分の固定資産税にあつては、100分の2.5）」及び「（令和3年度分の固定資産税にあつては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削り、同条第2項及び第3項中「令和4年度分及び令和5年度分」を「令和6年度から令和8年度までの各年度分」に改め、同条第4項及び第5項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改める。

附則第13条の見出し中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度

から令和8年度まで」に改め、同条中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、「。以下この項において同じ。」及び「（令和3年度分の固定資産税にあっては、前年度分の固定資産税の課税標準額）」を削る。

附則第13条の2を削る。

附則第14条中「、第13条又は第13条の2」を「又は第13条」に改める。

附則第15条第1項中「令和3年度から令和5年度まで」を「令和6年度から令和8年度まで」に改め、同条第2項中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附則第16条の3第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第16条の4第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第16条の4第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第17条第3項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第17条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第18条第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第18条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第19条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第19条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則

第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の2第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の2第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第2項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第1項の規定による市民税の所得割の額」とする。

附則第20条の3第5項に次の1号を加える。

- (5) 附則第7条の5及び附則第7条の8の規定の適用については、附則第7条の5第1項及び附則第7条の8中「所得割の額」とあるのは、「所得割の額並びに附則第20条の3第3項後段の規定による市民税の所得割の額」とする。

附 則

(施行期日)

第1条 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

(固定資産税に関する経過措置)

第2条 別段の定めがあるものを除き、この条例による改正後の常陸大宮市税条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和6年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和5年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

- 2 令和2年4月1日から令和6年3月31日までの間に新たに取得された地方税法等の一部を改正する法律（令和6年法律第4号）第1条の規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号。次項において「旧法」という。）附則第15条第25項に規定する特定再生可能エネルギー発電設備に

対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

- 3 平成29年4月1日から令和6年3月31日までの間に受けた旧法附則第15条第32項に規定する政府の補助に係る同項に規定する特定事業所内保育施設の用に供する固定資産に対して課する固定資産税については，なお従前の例による。

議案第 37 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 10 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第10号

専決処分書

常陸大宮市過疎地域の持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第24条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令（令和3年総務省令第31号）の一部を改正する総務省令が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることを受け、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市過疎地域の持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例の一部を改正する条例

常陸大宮市過疎地域の持続的発展支援のための固定資産税の課税免除に関する条例（平成16年大宮町条例第70号）の一部を次のように改正する。

第2条中「令和6年3月31日」を「令和9年3月31日」に改める。

附 則

この条例は、令和6年4月1日から施行する。

議案第 38 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 11 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第11号

専決処分書

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

令和6年3月31日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

地方税法施行令の一部を改正する政令（令和6年政令第136号）が令和6年3月30日に公布され、同年4月1日から施行されることに伴い、本条例を制定することについて、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

常陸大宮市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

常陸大宮市国民健康保険税条例（昭和41年大宮町条例第13号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「22万円」を「24万円」に改める。

第23条第1項各号列記以外の部分中「22万円」を「24万円」に改め、同項第2号中「29万円」を「29万5千円」に改め、同項第3号中「53万5千円」を「54万5千円」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和6年4月1日から施行する。

（適用区分）

- 2 この条例による改正後の常陸大宮市国民健康保険税条例の規定は、令和6年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和5年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

議案第 39 号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 179 条第 1 項の規定により、別紙（令和 6 年専決第 13 号）のとおり専決処分したので、同条第 3 項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

専決第13号

専決処分書

令和6年度常陸大宮市一般会計補正予算（第1号）を地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別冊のとおり専決処分する。

令和6年4月1日

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（専決処分を行う理由）

物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用した住民税均等割のみ課税世帯及び低所得の子育て世帯への加算給付金の支給並びに定額減税及び調整給付事業執行に係る補正予算について、議会を招集する時間的余裕がないため、専決処分するものです。

議案第40号

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を別紙のとおり制定するものとする。

令和6年6月4日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

(提案理由)

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正され、特定教育・保育施設等におけるアナログ規制の見直しに係る改正が行われたことを受け、同府令に準じた措置を講じるため、本条例を提案するものです。

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する
基準を定める条例の一部を改正する条例

常陸大宮市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例(平成26年常陸大宮市条例第23号)の一部を次のように改正する。

第23条の見出しを「掲示等」に改め、同条中「掲示し」を「掲示するとともに、電気通信回線を接続して行う自動公衆送信(公衆によって直接受信されることを目的として公衆からの求めに応じ自動的に送信を行うことをいい、放送又は有線放送に該当するものを除く。)により公衆の閲覧に供し」に改める。

第53条第2項第2号中「磁気ディスク、シー・ディー・ロムその他これらに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物」を「電磁的記録(電磁的記録に係る記録媒体をいう。)」に改める。

附 則

この条例は、令和6年7月1日から施行する。

議案第 4 1 号

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の変更について

地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 2 9 1 条の 3 第 1 項の規定により、茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成 1 9 年市町村指令第 2 3 号）を別紙のとおり変更することについて、同法第 2 9 1 条の 1 1 の規定により、議会の議決を求める。

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律（令和 5 年法律第 4 8 号）の施行により、現行の被保険者証が廃止されることに伴い、規約中の被保険者証等の用語を整理するほか所要の変更を行うものです。

茨城県後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

茨城県後期高齢者医療広域連合規約（平成19年市町村指令第23号）の一部を次のように変更する。

第11条第3項を削る。

別表第1第2号及び第3号中「被保険者証及び資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第2備考中「3月31日」を「1月1日」に改める。

付 則

（施行期日）

- 1 この規約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第291条の3第1項の規定による茨城県知事の許可のあった日から施行する。ただし、この規約による変更後の別表第1の規定は、令和6年12月2日から施行する。

（経過措置）

- 2 この規約による変更後の別表第2備考の規定は、令和7年度以後の関係市町村の負担金について適用し、令和6年度以前の関係市町村の負担金については、なお従前の例による。

議案第 4 4 号

監査委員の選任について

下記の者を監査委員に選任したいので、地方自治法（昭和 2 2 年法律第 6 7 号）第 1 9 6 条第 1 項の規定により議会の同意を求める。

記

住 所 常陸大宮市●●●●●●
氏 名 神原 裕之
●●●●年●●月●●日生

令和 6 年 6 月 4 日提出

常陸大宮市長 鈴木 定幸

（提案理由）

監査委員 鈴木 邦夫 氏が令和 6 年 6 月 1 2 日で任期満了となることから、新たに 神原 裕之 氏を監査委員に選任したいため、提案するものです。